

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者の安全衛生教育

●目的及び対象者

この研修は、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針第 1 号により、車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了後、おおむね 5 年ごとに実施する安全衛生教育です。
規定の教育を修了した方には、当社技能講習センターの修了証を発行します。

●開催日

令和 1 年 9 月 30 日 (月)

令和 1 年 10 月 15 日 (火)

●場 所

中央バス自動車学園技能講習センター (札幌市北区新琴似 8 条 17 丁目 1-1)

●安全衛生教育カリキュラム

学科のみ 1 日間

9 : 00 ~ 17 : 00 (教育時間 6 時間、昼食休憩 1 時間)

科目	範囲	時間
1. 最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(以下「車両系建設機械」という。)の特徴	(1) 車両系建設機械の構造上の特徴	2
	(2) 車両系建設機械の作業装置	
	(3) 車両系建設機械の安全装置	
2. 車両系建設機械の取り扱いと保守	(1) 車両系建設機械による作業と安全	2
	(2) 車両系建設機械の点検・整備	
3. 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	2
	(2) 労働安全衛生法令のうち車両系建設機械に関する事項	
計		6

●受講料 10,200 円(教科書代込)～消費税別

●募集人員 各開催日毎 20 名

●講 師

厚生労働省通達(H5. 6. 11 基発第 366 号)により講師資格要件を付与された
当社技能講習センター講師

札幌市北区新琴似 8 条 17 丁目 1-1

株式会社中央バス自動車学園 技能講習センター

TEL011-764-2525 FAX011-761-4230